

## バイキング用食器具貸出要項

(平成17年3月1日理事長決定)

### 1 目的

学校給食の形態が多様化するなか、食育の一環として楽しく潤いのある食事環境づくりに資するため、バイキング用食器並びにトング（以下「食器具」という。）を貸し出すものとする。

### 2 貸出対象

市町村教育委員会、共同調理場及び学校とする。

### 3 貸出食器具

別記のとおり

### 4 申込方法

使用月の3ヵ月前からの申し込みとし、1ヵ月前までに別紙様式でFAX又はメールにて、申し込むものとする。

### 5 貸出・返却方法

輸送は、当会の配送車又は輸送業者により対応する。なお、輸送に要する経費は当会の負担とし、返却に当たっては当会が用意した専用伝票又は輸送業者送り状を使用すること。

返却時には、チェックリストを同封すること。

### 6 使用上の留意事項

- (1) 使用前後は良く洗浄すること。
- (2) 使用中は清潔に取り扱い、保管管理に十分留意すること。

### 7 その他

- (1) 希望者が多い時は、調整する場合があること。
- (2) 使用後は速やかに返却することとし、食器具の状態、枚数等を確認すること。
- (3) 食器具の利用に際し、利用後、給食実施風景及び地場産物を使用したレシピなどの写真の提供を依頼する場合があること。

#### 附 則（一部改正）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（一部改正）

この要項は、平成27年6月1日から施行する。

#### 附 則（一部改正）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。